

令和8年 第4回 長井市農業委員会総会議事録

1. 開催通知の期日 令和8年4月24日 金曜日
2. 総会招集の期日 令和8年4月24日 金曜日
3. 開会の日時 令和8年4月27日 月曜日 午後1時30分
4. 開会の場所 長井市役所 2階 庁議室
5. 出席委員(17名)

1番	平 子 良 之 委員	2番	片 倉 功 委員
3番	小 林 美和子 委員	4番	平 博 之 委員
5番	青 木 久美子 委員	6番	工 藤 俊 昭 委員
7番	渋谷 吉 介 委員	8番	青 木 龍 哉 委員
9番	寺 嶋 嘉 春 委員	10番	安 部 剛 委員
11番	椎 名 一 志 委員	12番	高 橋 忠 委員
13番	鈴 木 憲 一 委員	14番	井 渕 博 昭 委員
15番	鈴 木 淳 一 委員	16番	高 橋 剛 委員
17番	寒 河 江 忠 委員		
6. 欠席委員(0名)

事務局職員出席者

石 塚 典 男 事務局長	鈴 木 由布子 補 佐
井 上 克 俊 主 査	深 瀬 柊 介 主 事

議 事 日 程

令和8年4月27日 月曜日 午後1時30分開会

- | | |
|------|----------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 議案第11号 職員の任免について |
| 日程第3 | 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
| 日程第4 | 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第5 | 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 議案第14号 農用地利用集積等促進計画(案)について |
| 日程第7 | 議案第15号 長井農業振興地域整備計画の変更について |

本日の総会に付した事件

議事日程と同じ

○ 寒河江 忠 議長

ただいまから 令和8年第4回長井市農業委員会総会を開会いたします。本日の会議に欠席の通告委員はおりません。よって、ただ今の出席委員は、農業委員会等に関する法律第27条第3項で定めてある過半数を満たし、定足数に達しております。それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について 議長より指名させていただきます。議席番号7番 渋谷 吉介 委員、議席番号8番 青木 龍哉 委員のお二人をお願いいたします。

○ 寒河江 忠 議長

これより議事に入ります。議案書と順序が変わりますが、議案第11号 職員の任免について を日程第2として議題といたします。事務局より説明を求めます。石塚事務局長。

◎ 石塚事務局長

— 議案第11号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。本件は人事案件でありますので、ご承認をお願いしたいと思います。それでは、議案第11号 職員の任免について これを承認することに決定させていただきます。ここで事務局職員の紹介をいたしますので、暫時休憩といたします。

— 休憩 職員紹介 —

それでは紹介が終わりましたので、休憩前に付し、議事を再開いたします。

次に日程第3 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 報告第7号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。この33件についてご質問ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質問ないようですので、報告を終わります。

次に日程第4 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について8件を議題といたします。事務局より説明を求めます。井上主査。

◎ 井上主査

— 議案第12号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

これより担当地区委員の現地調査報告を求めます。番号1から6は寺嶋 嘉春 委員をお願いいたします。

○ 9 寺嶋 嘉春 委員

はい。ご報告申し上げます。借受人の●●●●さんは先ほど事務局からも説明があった通りお父さんが□□□□さんということで、実の親子なんですけど、自衛隊に就職してこっちに戻ってきて農家をするようになって、名字は違うわけではありますが、実の息子さんであります。当然お父さんが農業しておられたので、農業機械全般において素晴らしい機械をお持ちであり、10年間ぐらい農業しているので、何ら問題なく跡継ぎということで頑張るというふうに思います。

○ 寒河江 忠 議長

はい。続いて番号7は、渋谷 吉介 委員をお願いいたします。

○ 7 渋谷 吉介 委員

それでは、ご報告申し上げます。○○○○さんは私の二つ上の先輩でございまして、学校も置農で通学も一緒だったわけなんですけど、お父さんと一緒に○○○○さんも一生懸命に卒業なさってから特にスイカ、長ネギなんですけど栽培して品質も良く、いいところに出荷していたようです。また、●●●●さんにあっては、○○○○さんと同じ部落で82歳なんですけども、

奥さんと二人暮らしなんですけども、週末や休み等々に息子さん二人が来て、ネギやスイカ等の農作業を手伝っているということで何ら心配ないと思います。

○ 寒河江 忠 議長

はい。次に番号8は、安部 剛 委員にお願いいたします。

○ 10 安部 剛 委員

番号8について説明いたします。●●●●さんはお父さんの□□□□さんと二人で農業をやっていたわけですけど、お父さんも年になり、ちょっと前から農事組合法人△△△△さんと一緒に苗や土を共同購入していたこともあり、また、親戚に▲▲▲▲さんという方がおられまして、前から一緒にやらないかと話があり、今回お父さんも年だということで、●●●●さんとお父さんが農事組合法人△△△△さんの従業員になるということで、その際に自分の農地と一緒に持ってこれないかということで今回3条の契約になりました。農事組合法人△△△△の会長も▲▲▲▲さんと話してきましたが、3件の農家と従業員も一人おりまして、素晴らしい施設をお持ちでしっかりした法人であります。今後、農地をまだまだ増やしてやっていきたいということで、まだまだやれるということでありました。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

次に、番号6について取り落ちがありましたので、寺嶋 嘉春委員にお願いいたします。

○ 9 寺嶋 嘉春 委員

はい。ご報告申し上げます。番号6は農地が▲▲ということで、○○○○さんと●●●●さんは△△地区であります、ちょうど▲▲と△△地区の境にある農地であります。借受人の●●●●さんは農業委員であったので、全然問題ないと確信しております。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明及び担当地区委員の現地調査報告が終わりました。農地法第3条の規定による許可申請8件について、ご質疑ご意見ございませんか。

○ 16 高橋 剛 委員

はい。8番の件ですけども、先ほど、今までの借受人●●●●さんが農事組合法人△△△△の構成員になるということでの話だったわけですけども、今回は●●●●さんが今まで借りていた○○○○さんの田んぼばかりを解約して持って行って、自分の田んぼは持っていないという解釈でいいですか。

○ 寒河江 忠 議長

はい。安部委員

○ 10 安部 剛 委員

そこはまだ聞いておりませんが、自分の田んぼもこれから農事組合法人△△△△さんの方に移すという考えでいるようです。

○ 寒河江 忠 議長

他にございますか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質疑ご意見ないので、採決いたします。

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請8件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。

よって、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請8件について、これを許可することに決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に日程第5 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について1件を議題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 議案第 13 号朗読後、説明 —

議案第 13 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてですが、今月は 1 件ございます。1 番九野本△△△の一筆で地目が畑、面積が 397 m²です。権利種別は使用貸借。貸付人は○○○○。借受人は●●●●でございます。転用の目的は住宅新築のためです。続いて概要ですが、子供の送迎で時間を取られることのないよう、実家に近く通勤にも便利な土地を探していたところ、申請土地が条件を満たしていたため、宅地に転用するものです。続いて費用面ですが、このたびは使用貸借となっておりますので、賃借料、土地取得費等は発生しません。造成費■■■■万円、建築費■■■■万円、総額■■■■万円です。要件ですが、当該地は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第 1 種農地に該当するため、原則として許可できませんが、集落に接続するため、許可は可能となります。造成は約 30 センチの盛土を行います。法面については約 50 センチの L 型擁壁を設置します。取排水は上水道及び集落排水、雨水は地下浸透です。続いて位置関係についてですが、北側は用悪水路を挟んで田及び畑、南側は道を挟んで田・宅地・雑種地及び原野、東側は用悪水路を挟んで田、西側は畑及び宅地となっております。周囲への影響についてですが、建物の高さを加減するため、周辺に及ぼす影響は少ないと思われます。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明が終わりました。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 1 件について、ご質疑ご意見ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質疑ご意見ないので、採決いたします。議案第 13 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 1 件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第 13 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 1 件について、これを許可することに意見決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第 6 議案第 14 号 農用地利用集積等促進計画（案）について 88 件を議題といたします。事務局より説明を求めます。井上主査。

◎ 井上主査

— 議案第 14 号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。なお、番号 14 は、平 博之 委員に、番号 15～16、32～37、39～40、42～47、49～50 は高橋 剛 委員に、番号 81～86 は私に関係がありますので議案第 14 号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、この 25 件を除く 63 件についてご質疑ご意見ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

はい。それでは、ご質疑ご意見ないので採決いたします。議案第 14 号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号 14～16、32～37、39～40、42～47、49～50、81～86 を除く 63 件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第 14 号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号 14～16、32～37、39～40、42～47、49～50、81～86 を除く 63 件について、これを承認することに決定いたします。ここで、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、平 博之 委員の退席をお願いします。

— 平 博之 委員 退席 —

○ 寒河江 忠 議長

議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号14の1件について、ご質疑ご意見ございませんか。

— （「なし」の声あり） —

はい。それでは、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号14の1件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号14の1件について、これを承認することに決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

ここで、平 博之 委員の復席を求めます。

— 平 博之 委員 復席 —

○ 寒河江 忠 議長

平 博之 委員に申し上げます。ただいま、議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号14の1件について、これを承認することに決定しましたので告知いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、高橋 剛 委員の退席をお願いします。

— 高橋 剛職務代理 退席 —

○ 寒河江 忠 議長

議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号15～16、32～37、39～40、42～47、49～50の18件について、ご質疑ご意見ございませんか。

— （「なし」の声あり） —

○ 寒河江 忠 議長

それでは、質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号15～16、32～37、39～40、42～47、49～50の18件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号15～16、32～37、39～40、42～47、49～50の18件について、これを承認することに決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

ここで、高橋 剛 委員の復席を求めます。

— 高橋 剛職務代理 復席 —

○ 寒河江 忠 議長

高橋 剛 委員に申し上げます。ただいま、議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号15～16、32～37、39～40、42～47、49～50の18件について、これを承認することに決定しましたので告知いたします。

○ 寒河江 忠 議長

番号81～86は私に関係がありますので、ここで議長を交代します。

（議長交代）

○ 高橋 剛 臨時議長

ただいま、議長を交代しました。ここで、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、寒河江 忠 委員の退席をお願いします。

— 寒河江 忠 会長 退席 —

○ 高橋 剛 臨時議長

議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号81～86の6件について、ご

質疑ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 高橋 剛 臨時議長

それでは、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号81～86の6件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 高橋 剛 臨時議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号81～86の6件について、これを承認することに決定いたします。

○ 高橋 剛 臨時議長

ここで、寒河江 忠 委員の復席を求めます。

— 寒河江 忠 会長 復席 —

○ 高橋 剛 臨時議長

寒河江 忠 委員に申し上げます。ただいま、議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号81～86の6件について、これを承認することに決定しましたので告知いたします。

○ 高橋 剛 臨時議長

ここで、議長を交代します。

— 議長交代 —

○ 寒河江 忠 議長

議長を交代しました。

○ 寒河江 忠 議長

次に日程第7 議案第15号 長井農業振興地域整備計画の変更について、農用地区域への編入2件、農用地区域からの除外1件を議題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 議案第15号朗読後、説明 —

このたびは編入が2件、除外が1件でございます。まずは農用地への編入についてですが、番号1の勧進代△△△の1筆、地目が田、面積が1,788㎡でございます。続いて2番 平山の△△△の1筆、地目が田、面積が2,102㎡のうち802㎡でございます。そのため、編入のほうは3,890㎡のうち2,590㎡となります。続いて農用地区域からの除外ですが、下伊佐沢の合計11筆、地目が山林・原野等、面積の合計が37,111㎡でございます。それでは、編入、除外それぞれの概要についてご説明いたします。

まずは、図面番号1の勧進代の編入案件でございます。事業計画者は〇〇〇〇氏で、土地所有者は現在神奈川県に在住の●●●●氏です。

当該地は従来から耕作されている農地であるため、本来であれば農用内農地として利用を図るべき農地であったと思われますが、この度中山間交付金関係で農用外であったことが判明し農振編入をする運びとなったものです。今後も引き続き耕作を行っていく予定であり、また、10ha以上の農用地に接しておりますので、先ほどご説明した通り、農用地として利用を図るべき土地であると思われます。

図面番号2の平山の案件です。事業計画者・土地所有者がいずれも平山在住の〇〇〇〇氏です。当該地に農用地の境界線が入っており、約7割が農用地、残り約3割が農用外であるため、農用地に入っていない802㎡を農用地に編入したいというものであります。

お配りしている図面上で建物が建っている様子が見受けられますが、土地改良区に確認したところ、当該地は昭和52年の換地処分時点から賦課金が発生しているとのことでしたので、少なくとも今から約50年前には農地として耕作されている状況とのことでした。

事業目的にもある通り、今後も農地として耕作されていくと見込まれる農地です。また、先ほどの案件同様、10ha以上の農用地に接しておりますので、農用地として利用を図るべき土地であると思われます。

続いて図面番号3の下伊佐沢の除外案件です。■■■■株式会社が蓄電池を設置するための除外申請です。申請事由ですが、「電力需給の安定化及び再生可能エネルギーの導入拡大、また、電力系統に接続された蓄電池を活用することで、電力の需給調整機能を担い、地域を含む広域的な電力供給の安定化に寄与すること」を目的として申請されております。

令和8年2月総会時に議決された農地転用と同一の事業となっており、案内図としては芦沢の転用地から南に下り、県道248号線から南陽市の方に向かう道路の途中に位置し、ちょうど道向かいぐらいに「◇◇◇◇◇◇」がある土地です。

なお、申請地の中に「下伊佐沢△△△×××番2」と「下伊佐沢△△△×××番3」という2か所も含まれていますが、当該地は令和7年6月総会時に非農地判断を実施した土地となっております。そのため、当該地を含む計11筆全てが非農地であり、今後農地転用等の手続きも発生する予定はございません。

また、資料中、代替地の検討について、当該地の他に白地である候補地を3か所ほど検討されましたが、「地理的条件で支障があること」「地権者からの同意を得ていないこと」「耕作中であつたり蓄電池を搬入できなかつたりしたこと」等の理由から3か所ともに事業に適さず、やむなく、農用地である当該地を申請されました。

なお、当該地は地域計画上も支障を及ぼす土地ではなく、基盤整備事業を行った箇所ではございませんでした。

以上の点について、除外に関して問題はないと思われまふ。

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明が終わりました。ここで片倉 功 農業振興専門部会長より、現地調査報告を求めます。

○ 2 片倉 功 農業振興専門部会長

今月は編入が2件、除外が1件で、今月21日に鈴木憲一農業振興専門副部会長及び各地区担当委員であります平子委員、椎名委員、青木久美子委員と農林課農振担当の渋谷主任、事務局とで現地確認してまいりましたので、ご報告いたします。

なお、椎名委員におきましては案件が井渕委員に関係ありましたので、代理として現地調査に参加していただきました。

まずは、図面番号1の勸進代の編入案件についてです。申請地の周囲は農用地と住宅地が隣り合った地域となっております。

申請地の利用状況についてですが、事業計画者であります〇〇〇〇氏が水稻を耕作しており、将来的にも耕作を続けていくということでもあります。また、〇〇〇〇氏が耕作する以前から耕作されており、長年耕作されている土地であるとのことでした。この土地は先ほど事務局からも説明のあった通り10ha以上の集团的農用地に接している農地であり、また、今後も耕作していくことが認められますので農用地の設定をして差し支えないと見てまいりました。

続いて図面番号2の平山の編入案件についてです。さきほど事務局から説明のあった通りこの辺りは、昭和の時代に土地改良事業が行われている土地であります。本来であればその際に農用地への編入が必要であつたと思われまふが、現在まで一部が農用地から外されている形で残ってしまっている状況のようでした。現在は地域の担い手によって水稻が作付けされおり、将来的にも耕作を続けていくということでもあります。この土地に関しても10ha以上の集团的農用地に既に一部が含まれており、農用地の設定をして差し支えないと見てまいりました。

最後に図面番号3の下伊佐沢の除外案件についてです。以前のうち転用が提出された■■■■株式会社による蓄電池の設置と同一の事業を行うための除外申請ですが、先ほど事務局から説明のあった通り今回の申請地の中に農地は含まれておらず、山林や原野、雑種地だけとなっております。現地確認も行ってきましたが、現地はほぼすべての土地が既に山林化されている土地となっており、これからは耕作は難しいであろう土地でした。

申請地周辺に関しても基本的には山林に囲まれているような状況でありますので、こうしたことから、農業上の効率的かつ安定的な担い手の農地利用集積に影響を及ぼす恐れはないと思われまふ。

除外に関しては問題ないと思われまふが、この度は地元の業者ではなく全く土地違いの業者が

事業を行うことになりますので、住民説明会を開催しているとのことですが、事業実施に関しては注意深く見守っていただきたいと思います。

以上、ご報告いたします。

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明及び農業振興専門部会長からの現地調査報告が終わりました。なお、農用地区域への編入のうち、番号１の１件については、井渕 博昭 委員に関係がありますので、議案第１５号 長井農業振興地域整備計画の変更について、農用地区域への編入のうち、番号１の１件を除く、農用地区域への編入１件、農用地区域からの除外１件について、ご質疑ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第１５号 長井農業振興地域整備計画の変更について、農用地区域への編入のうち、番号１の１件を除く、農用地区域への編入１件及び農用地区域からの除外１件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第１５号 長井農業振興地域整備計画の変更について、農用地区域への編入のうち、番号１の１件を除く、農用地区域への編入１件及び農用地区域からの除外１件について、これを承認することに意見決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

ここで、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、井渕 博昭 委員の退席をお願いします。

— 井渕 博昭 委員 退席 —

○ 寒河江 忠 議長

議案第１５号 長井農業振興地域整備計画の変更について、農用地区域への編入のうち、番号１の１件について、ご質疑ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第１５号 長井農業振興地域整備計画の変更について、農用地区域への編入のうち、番号１の１件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第１５号 長井農業振興地域整備計画の変更について、農用地区域への編入のうち、番号１の１件について、これを承認することに意見決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

ここで、井渕 博昭 委員の復席を求めます。

— 井渕 博昭 委員 復席 —

○ 寒河江 忠 議長

井渕 博昭 委員に申し上げます。ただいま、議案第１５号 長井農業振興地域整備計画の変更について、農用地区域への編入のうち、番号１の１件について、これを承認することに意見決定しましたので告知いたします。

以上をもちまして、令和８年第４回 長井市農業委員会総会を終わります。

閉 会 １４：３１

上記のとおり、令和８年第４回 長井市農業委員会総会 の顛末を記録し、その内容に相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和８年４月２７日

議 長	会 長	_____	⑩
議事録署名委員	７ 番	_____	⑩
議事録署名委員	８ 番	_____	⑩